〇高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件

(平成十二年十二月二十六日)

(建設省告示第二千四百六十六号)

改正 平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号

建築基準施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十二条の二、第九十四条及び 第九十六条の規定に基づき、高力ボルトの基準張力、高力ボルト引張接合部の引張りの許 容応力度及び高力ボルトの材料強度の基準強度をそれぞれ次のように定める。

高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度 を定める件

第一 高力ボルトの基準張力

一 高力ボルトの基準張力は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

		F3X/316()(31=/C+/ 0 0+/-/-					
	高力ボルトの品質	1	高力ボルトの基準張力(単位 一平方				
	高力ボルトの種	高力ボルトの締付ボルト張力	ミリメートルにつきニュートン)				
	類	(単位 一平方ミリメートル					
		につきニュートン)					
()	一種	四〇〇以上	四〇〇				
(<u></u> _)	二種	五〇〇以上	五〇〇				
(三)	三種	五三五以上	五三五				
この表において、一種、二種及び三種は、日本工業規格(以下「JIS」という。)B——							
八六(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)――九九五に定める―							
種、二種及び三種の摩擦接合用高力ボルト、ナット及び座金の組合せを表すものとする。							

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第三十七条第二 号の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルトの基準張力は、その品質に応じてそれぞ れ国土交通大臣が指定した数値とする。

第二 高力ボルト引張接合部の引張りの許容応力度

一 高力ボルト引張接合部の高力ボルトの軸断面に対する引張りの許容応力度は、次号 に定めるもののほか、次の表の数値とする。

高力ボルトの品質	長期に生ずる力に対する引張り	短期に生ずる力に対する引張り	
	の許容応力度(単位 一平方ミリ	の許容応力度(単位 一平方ミリ	
	メートルにつきニュートン)	メートルにつきニュートン)	
第一の表中(一)項に	二五〇	長期に生ずる力に対する引張り	
掲げるもの		の許容応力度の数値の一・五倍と	
第一の表中(二)項に	三一〇	する	

掲げるもの	
第一の表中(三)項に	三三〇
掲げるもの	

二 法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト引張接合部の引張りの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

第三 高力ボルトの材料強度の基準強度

一 高力ボルトの材料強度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

高力ボルトの品質	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	
F八T		六四〇
F+T		九〇〇
F+-T		九五〇

この表において、F八T、F十T及びF十一Tは、JIS B一一八六(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)——九九五に定めるF八T、F十T及びF十一Tの高力ボルトを表すものとする。

二 法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルトの材料強度の基準強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

附則

昭和五十五年建設省告示第千七百九十五号は、廃止する。

附 則 (平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。